

針葉樹製材に用いる含水率計の表示方法

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

針葉樹製材に用いる含水率計の認定規程（HW-含水率 001-2013）（以下「規程」という。）第7条の規定に基づく表示の方法について、次のとおり定めるものである。

1 表示事項

- (1) 認定マーク
- (2) 認定番号
- (3) 商品名・型式


2 表示の様式

表示の様式は、別記の認定証紙のとおりとする。
ただし、認定証紙は、理事長が交付するものとする。

3 表示の方法

認定証紙を認定製品の見やすい箇所にはることにより表示をするものとする。
なお、認定された含水率計であっても、ここに定める表示の様式及び表示の方法により表示が行われていないものにあつては、理事長の認定する含水率計と称することができないものとする。

別記

	<p>認定番号：○—○○—○○○</p> <p>商品名・型式：</p> <p>公益財団法人日本住宅・木材技術センター</p>
---	--

注：○—○○—○○○は、次のとおり
認定対象含水率計—西暦—認定番号

付則

この基準は、平成25年4月2日から施行する。

制定 平成12年12月13日 住木技発12第204号

改正 平成25年 4月 1日 住木認発25第33号